

第十五回国会 衆議院 通商産業委員会 議 録 第十号

昭和二十七年十二月十五日(月曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 坪川 恒三君

理事小金 義昭君 理事高木吉之助君

理事河野 金昇君 理事今澄 勇君

理事永井勝次郎君

大倉 三郎君 中村 國夫君

福井 順一君 福井 勇君

南 好雄君 村上 勇君

高橋 長治君 長谷川四郎君

山手 満男君 伊藤卯四郎君

山口シヅエ君 木下 重範君

出席國務大臣

通商産業大臣 小笠原三九郎君

出席政府委員

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

通商産業事務次官 小平 久雄君

通商産業事務官(輕工業局長) 中村辰五郎君

通商産業事務官(公益事業局長) 石原 武夫君

建設技官 米田 正文君

委員外の出席者

建設事務官(河川局長) 伊藤 大三君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

十二月十三日

織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案(境野清雄君外五十四名提出、参法第二号(予))

第一類第十一号 通商産業委員会議録第十号 昭和二十七年十二月十五日

同日

中小企業に対する金融対策確立に関する請願(小川半次君紹介)(第八一八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

電氣及びガスに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第三号)

肥料に関する件

○坪川委員長 これより會議を開きます。

今日はまず化学肥料に関する件について調査を進めます。まず政府委員より化学肥料に関する現状について説明を求めます。中村輕工業局長

○中村(輕)政府委員 化学肥料の生産状況につきましては最初に御説明を申し上げます。肥料の生産状況のうち、特に昨年の秋以来生産について問題のございました窒素系肥料の生産状況を御説明いたします。

昭和二十六肥料年度は本年の七月末をもちまして、三十八万トンの繰越しをもちまして終了いたしました。本年の八月から来年の七月までの来昭和二十七肥料年度の窒素肥料の生産状況を説明いたしますと、八月から十一月までの実績をとりまして、その後の十二月以降、来年の七月までの生産予定数量をそのまま実現いたしましたものと仮定いたしました。窒素肥料系の主力をなします硫酸系は、おおむね百九十七万トン程度の生産を見るものと思っております。本年八月から十一月ま

での生産の状況は、生産計画を大体五割ないし一割程度上まわりのいたしております。生産状況はきわめて好調であると申し上げることができま。なお石灰窒素につきましては、年間五十万トンの生産計画を立てましたが、本年八月から十一月までの実績は二十万トン程度生産が上まわつておる状況でございます。来年度の七月までの二十七肥料年度におきましては、約三万トン程度計画を上まわり得るかと思つております。以上石灰窒素肥料におきまして二百五十万トン程度の生産を期待し得る状況でございますが、これが内需に對しなす関係を見ますと、硫酸系百五十万トン、石灰窒素におきまして五十万トン、おおむね二百五十万トン程度の内需が考えられますが、昨肥料年度の三十八万トンの在庫繰越し等から勘案いたしますと、いわゆる硫酸系肥料の輸出問題につきまして、通産省は昨年の秋輸出に主力を注いで参つたのでございすが、このような生産状況でございすが、肥料の對外輸出につきましては、おおむね四十万トン、あるいはそれ以上のオーバー輸出をなし得るのではないかと数量的に考へておるのであります。もちろんこの数量等につきましては、経済審議庁あるいは農林省方面と具体的に輸出のわくを設定いたしました。今日まで内需に對してできるだけ影響のないよう措置いたして参つた状況でございます。

今日までの輸出の状況につきまして説明申し上げます。肥料特

に硫酸系肥料の生産が順調になりましたのは、本年の四月の豊水期を迎えてからでございまして、その当時の生産状況からいたしまして、輸出のわくを相当長期にあらかじめきめておきまして、輸出にさしかかぬような、商機を逸しない、あるいは長期契約ができるような態勢にいたしまして、昭和二十六肥料年度で十五万トンの輸出額を設定いたしました。その後二十七肥料年度に入りまして、八月と記憶いたしますが、十五万トンのわくを新たに設定いたしました。その間輸出の成約を見ましたものは、十二万五千トン程度でございまして、その残は二十七肥料年度に繰越して輸出をいたす建前でございます。その後韓国からの輸入引合いが相当大幅にございまして、これに對しておおむね十二万五千トンの仮わくを設定いたしまして、今日までの残りのわくは、おおむね三十万トン程度に相なるのであります。これに對しなす引合の状況を申し上げますと、インド向けのMSA買付によりまして硫酸の二万六千トン、韓国向けのJPAの買付によりまして二十二万五千トン、その他フィリピンに對しまして一万二千トン程度、その他三千トンないしは数百トンという引合が今日ございまして、目下この輸出の引合について價格その他詳細交渉中でございます。生産並びに輸出状況につきましての説明は以上の通りであります。

○坪川委員長 以上をもつて政府の説明は終了いたしました。よつて質疑の通告がありますからこれを許します。今澄君。○今澄委員 この化学肥料の問題を御質問申し上げる前に、これは私は政務次官なり大臣にお伺いしたいのでございすが、基礎的な日本の産業構造に對する政府の見解と、もう一つは将来の貿易の中で重化学工業は一体どのような地歩を占めるかという基本的な問題をまずこの際検討しないことには、今澄君としておる化学肥料の重要な問題を取上げて結論を出すのに、基礎的な政府の態度がきまらなくては、そういった問題は非常に曖昧模稜として、農林委員会が明日も経営者側、工場側を招いて肥料に関する意見を聴取するし、そのまた次の日は、使用者側を招いて聴取する。しかもなお外肥十五万トンの輸入などというふうな見解も出て、肥料工業の今日の段階から見ると、政府の産業構造は輕工業中心主義なりや、あるいは化学工業を従来通り産業構造の主要な部分として行くかどうか、将来の輸出貿易について化学工業が占める地位と、肥料工業を輸出産業として認めるのかどうかというふうな基本的な大きな問題について、私はまず政務次官から通産当局の見解を聞きたいと思ひます。○小平政府委員 わが国の化学工業が、将来わが国全産業の構成の上においてどういふ地位を占めるべきかというお尋ねと思ひますが、通産省といたしましては、化学工業、特にただいま問題になつております肥料工業におきま

しては、御承知のように原材料等もすべて国内産で間に合うという状況から考えましても、将来ともこの肥料工業はあくまでも育成をいたして参りたい、それによつてひとり国内の需要を満たすばかりでなく、重要な輸出品業といたしましても育てて参りたいと考えております。

○今澄委員 少くとも東南アジアの、植民地的な消費経済から、計画的な輕工業の対策を立てて、おの／＼技術を導入して立ち直つておる現状から見ると、一部纖維業者の言うような、纖維の輕工業による日本の貿易立国ということは、私をして言わしむれば、すでに時代は過ぎ去りつつあるという感じがいたします。さらば、わが国内におけるその地の輸出工業を考へてみると、国内の水と石炭といったものからできる化学工業のごときは、輸出産業としてはむしろよろしいんじゃないか。しかるに最近、特にドイツあたりで非常に安い肥料のダンピングが行われ、これに対してメーカーが出血輸出をいたしておりますが、今のメーカーの出血輸出は、将来はメーカーがつぶれるか、あるいはこれを農民の負担に歸するか、ともあれ政治的な問題になるのであるから、これらのメーカーが何ゆゑにこういう実情を国会に反映しないで、おの／＼かつてに自己の存在でそういうことをやつたのであるかということが、私どもの非常に大きな疑問とするところで、これらの輸出の許可を与えた政府は、こういう将来の問題並びにこれらの出血輸出については、今後どのような対策をとるといふ見通しで許可を与えたのかどうかと

いう点について、ひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○小平政府委員 先ほども申しました通り、通産省といたしましては、この肥料工業は、輸出産業面から考へましても、どこまでも育てて参りたいという考えを持つておるのでありますが、ただいま御指摘もありました通り、最近特に西独等の産の硫安が低価格であるという面から、これと競争の關係上、いわゆる出血輸出が非常に問題になつておるのであります。そこでわが国の肥料工業につきましてもいろいろ／＼な手を打ちまして、どうしてもコストの低下を進めて参らなければならぬと考へておるわけでありまして。ただ現在のところでは非常に目立っておりますことは、原料である石炭の価格の問題ももちろんでございますが、これと同じ時に船賃が非常に低落しておるという關係もありまして、西独方面の産の硫安が特に進出しておるという面もあるのであります。そこでコストの低下につきましても、製造設備の近代化といふこともしなければなりませんし、あるいはまた電源の開発に伴ひまして、操業度を高めるといふ方面も当然考へなければならぬと思ひます。さらにまた石炭の価格を引下げるといふ面からいたしまして、石炭産業の合理化、近代化という面にも政府としましては特段の意を用いておるわけでありまして、さらにまた硫安工業自体の経営が、御承知の通り多角的なものでもありますので、これらを総合的に合理的にやる方法を奨励いたしまして、これによつてもコストの低下をいたしたい。以上の諸施策につきまして、通産当局とし

ましては研究を進めておる次第であります。

○今澄委員 小平政府委員の御説明で、大体通産省の肥料工業の将来に対する考へ方はわかりましたが、政府としての基本的な方針については、あとで大臣がお見えになつてから、もう一べん伺ひをさせていただきます。そこで次には局長さんに具體的の問題についていろいろ／＼お答えを願ひたいと思ひます。本来ならば農林委員会と通産委員会とは、この肥料問題については合同審査会を開いて、通産省なり農林省の担当の方が同委員会に出て、おの／＼の面からいろいろ／＼追究せられるというお立場を何とか解消したい、かように私は思つております。が、いまだ委員長の方でそういう手配がついておりませんので、私どもは党内においてもおの／＼の見解をひとつ持ち寄つて、これらの重大な問題を処理すべく、各党とも党の一致した一つの見解を進みたいと思つておりますので、一応その資料とするために、ぜひごつづくらぬ御答弁をお願いしておきたいと思ひます。

第一点は、今日の輸出市場において、非常に割安なものが出ておるとすれば、日本の硫安工業は、メーカーの出血輸出だけでは持たないものであるから、国家がこれを将来何とか補助金をつけるというような政策で進んだ方がいいか、それとも共販会社のごとき統制機関をつくつて、これによつて一度マル公を設立して、二重価格制で輸出と国内との操作をやる方がいいのか、それとも肥料公団のごとき根本的なものをつくり上げて、新たな見地から肥料における統制を根本的にやり直すかというような問題がいろいろ出て参りますが、局長はこれに対してはどういうような御見解を持つておられるか。お答えを願ひたいと思ひます。

○中村(農)政府委員 ただいまいろいろと根本的な肥料対策に就かれました御質問でございましたが、これに関連いたします關係で、政務次官から御答弁をいたしました点につきまして、なお数字的に二、三申し上げて、通産省の肥料に対する見解を一言申し述べさせていただきますと思ひます。肥料の國際価格の推移に關しまして、肥料の從來の價格から見まして、二十ドル程度にも下つたという状況につきましては、この状況は大体本年の七、八月ごろから生じた現象でございますが、船賃の影響によるところ多大でございます。たとえて申しますと、先ほど一番國際價格が下まつたという意味におきまして問題になりましたインド向け輸出價格でございますが、このインド市場は、ちやうど日本と西独とが船賃におきまして分水嶺と申しますか、ボンベイで申しますと、日本側が一ドル有利の態勢になります。西側にまわりますと日本側が一ドル不利になるといふような状況でありまして、このインドにおける状況が実は西独の硫安工業と日本の硫安工業とが最も激烈な競争をやる地点でございます。従いましてこの当時の入札價格は、日本側においては空前絶後と私は考へておりますが、五十ドル三十三セントでございます。これはCIFでありまして、これをFOBの形に直しますと、西独のFOBと日本側のFOBが大体四十五

ドルから四十六ドルの線でございます。その後台湾におきます入札價格あるいは韓国その他の取引形態を見て参りますと、このような價格はすでに底をついておりまして、西独あるいはイギリス、イタリア等の東洋市場に對します入札價格も、これを数ドルないしは十ドル近くを上まつた價格のように、公表されておりましたが推測いたしております。このような國際價格の推移に對しまして、日本側としましては、とにかく硫安化学工業は国内資源にほとんど全部を依存しておる産業でございますので、原料的に海外に依存する点は全然ございません状況で、これを輸出産業として伸ばすことは、先ほど今澄委員の御意見の中にもございましたように、非常に重要な問題でございます。コストの出血という点をできるだけ早期に排除して参りたいという建前におきまして、硫安工業の合理化目標をどの程度に置いてこれが対策を練つたらよろしいかということを検討いたしておるわけでございます。これの荒筋を申し上げますと、歐洲の硫安FOBが大体四十五ドル、これが東南アに参ります現在の船賃は十ドルないし八ドル程度であります。従いまして歐洲硫安が東南ア市場に参りますと、五十三ドルないし五十五ドルという線でございます。わが国の硫安、FOBは六十五ドル、今日国内價格は六十七ドルでございますが、輸出する場合と国内販売いたしますところの運賃の差を二ドル程度考へますから、硫安の輸出價格FOBはおおむね六十五ドル見当と考へるのであります。東南ア市場に對します船賃は現在三ドルあるいは四ドルでございます。

す。そういたしますと東南アジアに対

します。CIFはおおむね六十七ドル

から八ドルという見当に相なるかと思

うのであります。もちろんバキスタ

ンからインドネシアにおきますと線と

台湾、韓国あるいはフィリピンに対し

ます。関係では、この船賃の差はもつ

と日本側に有利でございます。これは

あとから申し上げますが、このような

コスト差を見ますと、おおむね十三ド

ルから十五ドル見当に相なるのであり

ます。しかし現在の船運賃と申します

のは非常に安いであります。最近

は最近船運賃がやや高くなりつ

つあるという状況聞いております

が、特に西欧から極東南アに参りま

す。船運賃が異常に低いのでありまし

て、通常の運賃の半額程度と称せられ

ておる状況でございます。そのよう

な状況を勘案いたしますと同時に、日

本の硫安の輸出市場の重点を韓国、台

湾、フィリピン、こういった地帯に求

めますならば、この両者の十三ドルあ

るいは十五ドルという差は十ドル以下

になし得るのではなからうかと思ひ

てあります。そういう意味合いにおき

まして、硫安工業のコスト引下げをお

おむね十ドルあるいはそれをちよつと

越える程度で、この国際市場に対処し

得るのではなからうかと思ひます。こ

ういうような合理的目標をとり

まして、設備の近代化あるいは電源

開発に伴う電解法の操業度を引上げる

というように、あるいは最近石炭

鉱業の縦坑開採計画というように石炭

の価格に對し影響、あるいは硫安

工業が総合経営に欠けております点を

もつと総合化する、そういったような

対策を考へますと、この十ドル程度の

コスト切下げということは技術的に可

能でございますし、またいたさなけ

ればならない重要問題と、こういったう

うに事務的に考へておるのでありま

す。こういった線、今日の硫安工業

の苦しい立場を、長い目で見て根本的

に解決して参りたいと思ひのでありま

す。ただいまの御質問の価格問題ある

いはさらに一步を進めて共同販売組織

はどうかという根本問題につきまして

も、事務的には、肥料の過去の経緯、

今日の状況等を勘案いたしまして、い

ろいろな角度から具体的にこれが適切

な方策を検討いたしております。この

問題に關しましては、もちろん関係方面

が非常に多いのでございまして、経済

審議院あるいは農林省と私の方と、従

来も緊密な連絡をとりましてやつて参

つたのであります。このような根本

の問題を解決するために、協議会ある

いは審議院というよう組織的なもの

をつくりまして、根本的に検討を加え

て参りたい、こういったうに考へて

おります。

○今委員 それでは農林省の方はど

なたがお見えになつておるか存じませ

んが、小笠原さんが農林大臣時代に、

わが党の井上良二君の質問に對して、

肥料審議会でもつくつてこれらの問題

に對して検討したいという御答

弁がございましたが、農林関係の方か

ら、これらの肥料配分並びにそれら

の審議会等の問題について、できる限

り詳しく御説明を願ひたいと思ひま

す。

○小倉政府委員 ただいまお尋ねの、

肥料問題に對します審議会設置のこと

でございまして、御指摘のような肥

料、特に硫安を中心としたむずかしい

問題に對しまして、ここでやはり相当

の学識経験者の御意見を拜聴いたしま

して、根本的な対策を考へなくてはな

らぬではないか、あるいはさしあた

りの問題でないか、あるいはさしあた

りの問題でないか、あるいはさしあた

る問題に對しまして、研究を進め、あ

るいは至急対策を講じたい、かように

存じておる次第であります。

○今委員 そこで、農林省の局長さ

んにお聞きをしますが、農林省とし

ては、出血輸出の責任とその負担が全部

農民にかかるとのことでは、農民諸

君も反対するであらうでしょうか。こ

れは私は当然だと思ひます。一体この肥料につ

いては、かつてあつた配給公団並びに

その後継組織を解いて参りました吉

田内閣のいわゆる自由経済のもとにお

いても、肥料に關する限りは、消費者

が何しろ公共的な立場に立つ農民大衆

であるから、これが自由な価格でない

ことは、安定帯などということがいわ

れておることでもわかつております

が、農林省がこの肥料の配給と、これ

らの統制について、もし事務当局で何

か考へになつておることがあるなら

ば、この際聞かしておいていただきた

いと思ひます。

○小倉政府委員 ただいま私どもが考

えておりますところは、実はもう少

し前の段階でありまして、相当硫安

が、過渡期は一時ございまして、在

庫数量がだん／＼ふえて参りました

が、輸出もな／＼伸びない。そこで、肥料

を購買する業者団体等に相当の資金を

融資しまして、それでもつて需要期の

需要に備へると同時に、メーカーの方

の金融のカーブの措置を考慮したらど

うか、こういった案を考へておつたの

であります。ただいまの情勢はその

ときよりもつと深刻に表はなつて参つ

たような次第でございまして、その案に

固執しません。ただいま申しました

ような審議会、あるいは協議会とい

つたようなものができまして、こうい

うところで案を練つていたございま

し、でき得ればさういうところの結論

に基いて事務的な処理をしたい、か

ように考へておる次第であります。

○今委員 そこで私は局長さんにち

よつとお伺ひしたいのは、どうも農民方

面の意見によると、肥料の単価には非

常に疑問がある、私どもは石炭につ

いて、西ドイツとこれを比べれば、大

体三、四割ぐらゐ高い、それから硫

化鉄も含有量の見当からすると、これも相当

な開きがある、金利においても相当な

開きがありますし、ヨーロッパの面

においても開きがあるが、こういった開

き、わが国の肥料工業の機械の能率並

びに合理化の線を見て、農民諸君は、

非常に肥料の単価は安いのだけれど

も、赤字だ／＼といつておつて、實際

は七百円ぐらゐでできるのじやないか

というような声もあがつております

が、われ／＼が検討したところでは、

日本の肥料のコストは相当にこれは割

高なものである、かように見ておりま

すが、通産省からなめた肥料のトン

当り価格は、大体妥当なところは現在

どういうところが、原価計算から行け

ばコストになるかという点を、ひとつ

明らかにしておいていただきたいと思

ひます。

○中村（農）政府委員 ただいまの、硫

安肥料の生産価格に對します御質問に

お答えいたします。御質問の中にもご

ざいましたように、現在の硫安工業は

主体をガス法に置いておりました、現

在の生産はガス法が七、六、六、大体七

七、七を越えるものを、超重点的にガ

ス法によりまして、電力に強く依存

いたしまして、電力事情もござい

まして、能力に對しましては非常に下

まわつておりますが、ただいまの七

七、六の残りの二、四が電解法に

よつておる次第でございまして。そし

てこのガス法の生産コストの特に重要な

部分を占めます原材料の点につきまし

て、西欧ないしはアメリカとの比較を

一応申し上げますと、硫化鉄につ

きましては、国内の最も品質のいいとい

われます。日本から硫安を買つてお

ります。スペインの硫化鉄の輸出価格

はわかりませんが、カナダが非常にこ

れと類似した関係にございまして、

で、カナダから日本がかつて輸入

いたしましたときのFOB価格と、樺原

の価格と対比いたしますと、その値段

の差はきわめて微量でございまして、

品位の落ちます樺原以外のものにつ

きましては、日本側がやや割高と申し上

げられるのであらうかと思ひますが、

樺原に關する限り、大体硫化鉄にお

いては国際並の価格だ、こう考へてよ

ういふのじやなからうかと思ひます。従

いまして次に最も重要な原料でござ

い

ます。

第一類第十一号

通商産業委員会議録第十号 昭和二十七年十二月十五日

ますコークス、これにつきまして、この原料でございます石炭の価格を比較いたしますと、大体硫安一トンに對しまして石炭は一トン——ちよつと上まわる関係もございますが、結論をはつきりいたします関係で、硫安一トンに

すが、確安の価格については二割強か
と思うのでございます。こういうよう
な状況で、大体今日考えております安
定帯価格の標準の価格は、おおむね妥
当ではなかろうかといふぐあいに私は
考えております。

対し石炭一トン、こういうようなぐあいには概論いたしますと、日本の石炭価格は大体七千円から七千五百円見当と思つてでございます。もちろんコーグスの原料炭でございますので、国内におきましても優良な石炭であることは言うまでもございません。これに對します西独、あるいはアメリカの石炭の価格は、三千円を下まわる価格でございます。このような状況からいたしますと、その石炭の価格の相違からいたしまするコスト上の差というものが、すでに十ドルを越えるかとも思うのであります。その他電力等につきましては、これは自家、火力、水力その他の關係がございまして、アメリカあるいはドイツと比較いたしますと、日本側が高いといふことはございませう。むしろ水力に関しては下まわつておるといふ状況でございます。以上礮安工業の今日の生産の主力をなしますコークス法を中心とするものからいたしますと、これを電解法と數量的加重しますと、これを電解法と數量的加重平均でもいたしますと、おおむねトン当たり二万四千円見当に相なるのじやないかと考えております。これを、統制廃止の直後かと記憶いたしますが、礮安の価格は約八百円を下まわる數字でございましたが、今日一袋九百円といふう建値を立てております。この間の値上りを、その原材料の値上りの面から想定いたしますと、原材料の面は五割、六割といふような引上げになつております。

たる態度が必要なのではないか。この問題は内閣としてももちろん大きく取上げて解決をする必要がありはしないか、さように私は思うのであります。そこで将来日本の輸出貿易は軽工業を中心に——大蔵大臣は産業構造も軽工業が

うな姿で参るのか、それとも従来通り重化学工業を中心として、東南アジアその他の軽工業の復活する輸出市場に對しては、重工業製品をもつて臨むのか、重工業で臨むとすれば、アンモニア系工業とソーダ工業しかないが、ソーダは輸出産業として大体やつて行けるかどうかということは、もう論ずるまでもなく、私は国内に原料を持たない日本のソーダ工業というものが、大きく輸出産業で伸びようとは思わない、こう考えて来ると、輸出産業の中心をなすアンモニア系の工業について、政府は重化学工業を産業構造の基礎に置き、しかもそれが輸出の中においても重点を占めるものとすれば、こういう化学工業の苦難な現状においては、大きな対策を示すべき必要がありはしないか、通産大臣はもと農林省の關係もございましてので、ひとつあわせて御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○小笠原国務大臣 今後の日本の輸出産業の重点をどこに置くかという最初のお尋ねに對しまして、軽工業は御承知のごとく日本が國際的競争力を一番持つておるものであります、従つて日本の繊維といふのは相当多くの世界市場に雄飛することができたのであります、今澄さん御承知のごとく、最近はお向うが制限するとかいろいろありまして、國際競争力を持ちつつ、だんだん不況にある状況は、御承知の通り

であります。今後それではどうかとい
いますと、やはり東南アジアの方面に
おきましては、比較的軽工業が起りや
すい。こういう事実というか、趨勢等
から考えますと、軽工業に重点を置
くという貿易政策のみでは足らないと
いうのであります。従つて、従つて

思ふのであります。従つて私どもは、東南アジア地方の開発その他について政策を進める上におきまして、重化学工業が今後きわめて重要なファクターになる、こういうふうに私ども考えておる点は、今澄さんともつたぐ御同意であります。ところでそれなれば日本肥料工業をどうするかという問題は、本肥料工業をどうするかという問題なのであります。これは御承知のようにな、大体今日本ではごく大ざつぱく言ひまして、硫酸工業が二百萬トンくらいであります。国内で百六十萬トン程度の消費ではないかと考えるのであります。従つて四十萬トン程度輸出力を持つておるのであります。それではひとつこの輸出力をそぐことにしまして、二割では減産することにしたとして、国内の生産価格は著しく上つて来ると、国内の生産価格は著しく上つて来る、こういうことにもなります。従つて私どもは何としても輸出をして参らなければならぬと思うのであります。もつと多額の輸出ができることになれば、それだけ日本の硫酸のコストを下げますから、そういうふうに持つて参るべきであると思うのであります。しかし今一番日本の市場としておる東南アの方面で、入札をするに負けるのです。その原因はどこにあるかと云ふと、何と申しまして一面では日本の硫酸が高い点にあります。しかし一部には船賃が安くなつて来まして、遠く西ヨーロッパから来るものがある。大きく対抗力を持つておるといふ点に

あると思うのであります。船賃は、こういう状況は私は変態——少くともノーマルな状態ではない、こういうふうに見えるのであります。そこで大体船賃が、ノーマルな状態になつて来たときに、それでは日本の硫酸工業がドイツあたりに比べてどれだけ高いかどうかとい

うことになるかと、まず米ドルに直しまして十二、三ドル高いのじやないか。その十二、三ドルをどうして切下げを行つて行くか、そうして競争力を持つようにするか、こういうことが、今後課せられておる大きな硫安工業の課題ではないかと思ふのであります。従ひましてそれについて私どもはいろいろな考えておる点は、今政務次官に伺ひましたら、政務次官としてもお返事を申し上げたようにも聞きましたが、私どももいたしましては、設備の近代化をひとつやる。設備の近代化によつてどのくらい行けるかという、大体約五ドル行けるのじやないかと思うのであります。それから電源開発に伴ひまして、操業度がだん／＼ふえて参る。それによつてどれだけ行けるかという、四ドルないし五ドル行けるのではないか。石炭鉱業の合理化によりまして、これは値段によりますが、三ドル、あるいはもう少し行けば五ドル見当行けるのではないか。硫安工業の経営の改善、そんなところであるいは二、三ドル行けるのじやないか。そういうことを考えますと、大体これだけのことをやり遂げて行きますすれば、国際競争力を持つように考えるのであります。但しこれは一ぺんにやれません。電力についても、そこで電源開発五箇年計画というものが早く軌道に乗つて来ぬと困るのであります。それからま

す。なお今澄さんも御承知のごとく、ほんの数箇月前までは日本の確安も決して国際的に高くなかつたような事情もありますので、これは一時的に今のやうな現象を来しておる、あるいは目

先を見ますと、なお相当そういうふうにも考えられますが、これがさらに数年でも続きそうな模様が見えますれば、そのときは別に対策を考える必要があると存じますけれども、ただいまのところはこれを今のような方針のもとに指導して参つて、国際競争力をつけるというところに持つて参りたい、こういう考え方をしておるのであります。

○今澄委員　もう一つ私は大臣に聞きたいことがある。なるほど紡績はアメリカから三百六十円という為替の割で原料の綿花を仕入れておつて、そうしてその綿花からできた製品をインフレ傾向にある東南アジアに出してあるのでありますから、現実の今のドルのやみ相場をわれ／＼が五百二、三十円と算定をしてみると、こういうドル相場の高騰、いわば円貨の下落がもたらしておる實際経済市場における利潤、そしてこれらの軽工業において輸出の採算が大体合うという現実からするならば、私は見方を為替操作の上に求めて、日本の三万四千円の硫酸といえども、この原料がそういうふうな三百六十円の割で入つて、しかも三百六十円の割で出るならば、十分それは引合ふのではないか。しかるにその原料が国内生産のものばかりであるというところに問題があり、将来化学工業を中心にして日本の貿易を打立てようという政策を、当初述べられたように、政府が根本的に持つておるものとするならば、かかる為替操作の上から来る大きな打撃で今日悩んでおるところの肥料工業のこの現状からは、将来といえども日本の円貨がそう強まるとは私は思われぬ。私は新しい日本の経済政策が打出して来る日本の円貨の趨勢とい

うものについては、どちらかといへば、これはやはり下落する態勢をたどるであらうと思ふし、國際情勢その他特需の情勢から見ても、円貨の強材料はあまりない。さすればこれらの為替状況から勘案しても、政府としては恒久的な対策をこれらの化学工業、輸出産業に対して持たなければならぬということになるが、為替から見ただけの操作についての対策は何らか政府としないかどうか、ひとつお答えを願ひたいと思います。

○小笠原國務大臣　日本がドル三百六十円の為替レートをかえるというわけには参りません。國際信義の上からしても、また國際信用の上から見ても、どうしても為替相場は堅持しなければならぬと存じます。従ひまして、私どもとしては今お示しのようなやみ相場のような数字が出る点があることもございまいし、しかしあくまで為替相場を堅持しつつ、日本の國際競争力をそこに持つて行くように努めたい。今澄さん御承知のように、イギリスも昨年初めくらいまでは、ポンドは実質に比べれば公定相場は——これはやみですから一割五分とまでは行かないかもしれませんが、一割から一割五分くらいの差があつたのでありますが、あつて耐乏生活に努め、またいろいろ適切な政策をとりました結果、今日のはたれもポンドが切下げになるだろうというようなポンドに対する不安を持たなくなつて参りました。私どもこの例にならつて、日本もこの為替相場をぜひ堅持しつつ、日本の産業に國際競争力を持たせるようにあらゆる努力をいたしたいと考えている次第であります。

○今澄委員　今の御答弁は私が質問した焦点からはずれておりますけれども、通産省もいろ／＼お立場がありましてようから私もあまり追究しませんが、要は軽工業が輸出不振である。しかしながらその軽工業は産業計画的ないわゆる輸出市場との打合せをしなれば、向うが軽工業の繊維をつくつてゐるから輸出不振なのだ。そうすれば化学工業品を出すのだが、化学工業は軽工業のような材料の面における為替の含みというものがなにかこんな苦しいのだ。そうすれば重工業を伸ばすためには、為替の面から来るさような問題は国が一時これを助成をしてこれらの発展を期するというでなければ、日本の化学工業の将来の発展はあり得ないというのが私の質問の要旨でございます。この点はひとつ十分御検討願ひつて、一時的な操作にしろこれは講じなければなるまい。

なおもう一つ私が御質問申し上げたのは、これは過ぐる第十二国会で、私は時の通産大臣高橋さんになる御説明をしておいたと思うのですが、日本の輸出市場というのは、軽工業がだんだん締め出しを食い、スターリング・ブロックからの許可品目がだんだんふえるし、いろ／＼制限されるとすれば、東南アジア並びに中共、朝鮮、台湾等の市場に日本の肥料が早く入り込んで、そして日本の肥料の信用とマーケットをなれさせるということが必要ではなないか。肥料が純然たる農業工業で、日本の国内農業に対する供給だけで日本の肥料はけつこうであるというなら、これらの市場を捨てて、肥料は国家的な支持のもとに、日本の国内肥料だけを今この操作により生産をして、そして外

国かの肥料を押えて、日本の肥料工業を守るという政策をとるべきである。日本の輸出工業としての肥料工業というなら、こういう農民の要望を満たしながら、かつこれらの海外市場を押えておかなければ、将来の肥料の輸出については、大きなほぞをかむことがあるであらう。現にドイツにおいても肥料は安くなつておる。台湾にも肥料工場ができたという情勢を私が申し上げておいたところ、善処するというところとでございましたが、遂にそれは善処にならないで、暴落した肥料の国際相場のもとに、日本の肥料工業がかなへずの軽重を問われるという段階に実はなつておるのであります。だから私どもは、もし通産省が、肥料工業に対する確たる見通しが、国家的見地において立てられるものとすれば、先般私が通産大臣に御希望申し上げたように、農林省の意向もあるでしやう。貿易に関しては外務省の意向もあるでしやう。金については大蔵省の見解もあるでしやうが、日本の産業の中心的な役所であるところの通産省が、閣議によつてもどこにおいても、他省の要望によつて基本的な日本の商工行政の大綱が立たない。そしてしかもそれが常に妥協的であるというところに、私は将来的な日本産業の構造というものを、実は大きく憂えるものであります。特需なら特需、軍需工業なら軍需工業というのが、大きな期待を持ってない日本の現在の段階においては、今のソーダについても、原塩の問題その他の政策が必要であり、アンモニア工業についても、抜本塞源的な対策が必要なのである。つて、今大臣が言われるように、何とか爲替もそのうちもどるであらう。

肥料の国際相場もそのうちまた上るであらうというようなことで、現在の肥料に関する限りは、打開策はおそらくなかなか、深刻なところまでこれは参るのではないかと、かように思っていますので、通産当局はひとつこれらの問題に対する基本的な日本の貿易政策、それから産業構造等の見地から、至急やはり対策を打ち出されることを私は希望いたします。

なお農林省の局長にひとつお願いしたいのは、この際これだけ輸出して日本の肥料について、輸入を懇請すべきであるというような輿論も一部には出ておるが、農林省はもし国際価格をうんと下まわる安い肥料が出るとすれば、輸入をして、これをひとつ農民に配るというような見解があるのかどううか、この際ひとつこれも聞いておきたいと思います。

○小倉政府委員 御指摘のように、国際価格がそんなに安いならば、この際輸入をしたらどうかといったようなことを言う向きがございます。但し農林省といたしまして、疏安につきまして、外肥を輸入するという方策でもつて、問題を解決するという見解は持つておりません。

○今登委員 そこで、通産大臣お聞きのように、肥料の出血輸出をやつて国際市場をとらなければならぬということに、肥料の輸入をしようという見解もある。これは農林委員会の速記録にも明らかなであります。こういう現状は、当通産委員会としては、通産省がいかかの一貫した政策が立つておらないかというこの弊害であると思う。いかか日本の輸出入貿易の根本的な対策が立つておらないかというこの結論であ

るといふことを、御指摘しなければならぬわけでありませう。幸いにして農林省はかような肥料を輸入して、日本の農民に提供するような考えはないといふお話でございますが、私もこれはこれらの政策については、どうか政府は一貫した一つの政策の上に立つて、日本の輸出工業の基礎と、そして農民に与える肥料相場の問題については、もう少し確固とした御見解をこの際お伺いできれば伺つておかないと、いろいろ農林委員会でも議論が出ておる通り、率直に申し上げて非常に大きな困難があるのではないかと思つたので、通産大臣の御見解をできればもう一度伺ひておきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 先ほども申し上げました通り、やはり私も日本の肥料工業といふものは、国内の需要をまかなうのみならず、東南アジア方面に對する一つの輸出産業としても、これは十分取扱つて行かなければならぬといふ、かように考へておるのであります。この点で肥料工業の確立といふことは、一番大きく私どもの肥料政策としては打出さなければならぬ問題であると考えておるのであります。ところでこれは今還委員も知つておられる通り、今は一時的な過剰状態であつたことが起つておるのであります。その過剰なときに行われる——多分今還委員の言われる意味は、こういうときには統制でもやつたらどうかという強い意味じやないかと思ひますが、過剰のときに行われる統制といふものは、大體自主的統制であります。それから物が足らぬときには、これは公平な分配等を必要としますので、自然いゝゆる官僚統制といひますか、政府統制が起

つて来るのであります。過剰な場合における物の統制は、大體自主的統制といふのが、今までのやり来りの原則となつております。従つて私もこれは現在でも、業者の自主的統制のもとに、いわゆる出血輸出と申しましようか、輸出その他の操作が行われることを実は希望しておるのであります。しかしそれが農民の肩にふりかかつて来る困るから、週日来申し上げた通り、それによつて春肥等の価格を引上げることをしてはいかぬといふことを申しておるのであります。今後いろいろ政策を進めて参りますが、一時的な——これは私はそのノーマルな状態とは考へておりませんので、先ほど申しましたように、各方面からの政策を進めて参りますれば、やはり肥料工業としての確立は期し得られる、かように考へている次第であります。なおそれでも、いわゆる政府による統制を必要といたしますならば、これはそのときにさらにあらためて考へたい、かように考へております。

○今還委員 今の大臣の答弁で、大體當面の模様は、自主的な統制によつて切り抜けるということですが、私も共販会社的な一つの統制方式を、過剰であるところの今日の肥料については打出して進んで行くということについてはいいと思ひます。だがしかしながら、根本的な問題は、為替の面から受ける制約、あるいは国内原料の石灰その他から受けるコスト高といううないろいろの問題について、政府は恒久的な対策とともに、應急的処置をとる必要はないか。これが私のねらいとする要旨でありまして、少くともこの際産金鉱業なり、あるいは肥料工

業なり、あるいは造船工業なりといふたような日本の基礎産業で、外國の工業に太刀打ちをするためには、何らかの支えが在るようなこれらのものに対しては、財政投資の具體的な構想なり、あるいはこれに對する國家の補助的な政策なりといふものを至急明らかにして、國民の前に示す必要があるのではないか、かように思ひます。

もう一つ過磷酸、石灰窒素等いろいろありますが、石灰窒素だけお伺ひしておきます。これは担当の局長さんにお願ひしますが、石灰窒素も非常に最近滞貨が多くて、硫酸の滞貨による圧力で、これらの石灰窒素についても五万ないし七万程度の輸出をこの際考へるということとは、時宜に達したことではないか。あるいはそういうことは將來の日本の国内石灰窒素に大きな影響を与えるかどうか。これらの石灰窒素に對する通産省の生産の見通し、並びに農林當局の配給に對する御見解をこの際承つておきたいと思ひます。

○中村（辰）政府委員 石灰窒素につきましても、硫酸に對します關係と、基本的な考へ方はやや異なりました。石灰窒素については、終戦この方國內の農民のこれに對する需要、あるいはこれの取扱ひ等について、ようやく普及の段階に入りまして肥料でございまして、逐次國內の需要増加に對應いたしまして、石灰窒素の増産を電力の供給の許す限りこの特別の農村におきます無硫酸系肥料と申しますか、新肥料の生産増強という線に進んで参りますが、これが硫酸と異なる需要の点は、輸出産業として伸ばす段階にまで行つておらない。要するに國內の需要をまずこの際充足して、農村におきます肥料の需要に應じて参るといふのが基本の線でございます。従来考へられておりました石灰窒素の需要量は、今日年によつて逐次ふえて参つておりますが、昨肥料年度は大體四十万トン程度と心得ております。本肥料年度に入りまして、特に農林省の強い御要望がございまして、五十万トンの生産計画を立てておるのでございませう。しかしこれは國內の耕土培養その他積極的に農林側で進めております政策とタイアップいたしまして、この五十万トンはさらに上まわるのではないかと。たつての御要望もございませうし、同時にこの新肥料は御承知の通り農民がなれるという点が特に重要でございませうから、そういう面からいたしまして、今日の生産状況、先ほど申しました五十万トンに對しまして、約二万八千トン程度が生産計画を上まわつておりますが、石灰窒素については御承知のように電力の減退がきつめて高いのでございまして、今日の電力事情等を勘案いたしますと、この程度の生産状況では、輸出に對しまして、硫酸と同様、あるいはそれまで遠く及びませんが、輸出に一つの重点を持たせて政策の転換をいたしてはどうかという御意見に承るのであります。今日その段階にないかと考へております。

○小倉政府委員 ただいま輕工業局長からお話があつた通りでありまして、特別補足する必要はないかと思ひますが、御指摘のように硫酸の滞貨の影響も多からうと思ひます。それから一つは石灰窒素は元肥でございませうので、一般でも今ごろは滞貨がふえる事情であります。大體五十万トンとい

うのは本肥料年度に需要される見込みでございますので、それ以上相當の生産が上るといふことがありますが、これは當然考へられると思ひますが、ただいまのところ特に石灰窒素の輸出といふことは考へておらない次第でございませう。

○今還委員 これで大體私の質問を終ります。ただ政府へ希望しておくことは、今後肥料についての大きな配給部面に関する施策についても、政府が計画してやる場合においては、當通産委員会にも一応お諮りを願ひたい。なお議員側から肥料需給調整法その他これに類する法律ができる際においては、通産、農林兩委員會合同審査の上で、これらの問題を國策的な見地から善処して行くといふことを委員長に要望いたしまして、質問を終ります。

○長谷川（四）委員 私はただ一言大臣に伺ひたい。大臣の御答弁の中で、設備を近代化しなければならぬ、あるいは経営合理化といふような施策も今後將來に向つて行つて行くといふ行き方については了解ができるのですが、海外の値下り、すなわち運賃まで入れたものが變態的な値下りであり、一時的な値下りだといふお話があつたのであります。變態的、一時的な値下りだといふことについては、海外の情勢のどういふところからそのようにお答へになられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 私はさつきそう申しませんで、実は今は向うが四十五ドルならこちらが六十五ドルくらいになりますので二十ドルの開きがある。その中には運賃も含まれておるが、運賃は變態的だ、一時的だと申したのであります。従つて私が申ししたのは、

十三ドルぐらいのものを日本の方でコスト切下げに向つてやつて行く、と国際競争力を持つたろう、こういうように申し上げたのであります。それは今澄さんに申し上げたのでありますから、よくおわかりだと思ひます。決してこれは一時的、変態的なものとは申し上げない。それは運賃だけの点でありますから、それはそういうふうに御了承願ひたい。

○坪川委員長 肥料に關しまして他に御質疑はありませんか。——なければ、次に電気及びガスに關する臨時措置に關する法律案を議題といたし、質疑の続行をいたします。

○伊藤(卯)委員 大臣には二日間におたつて電力事業の今後の公營事業としてのあり方についてお尋ねをしたのでありますけれども、どうもその点が、自由党と社会党の政策の相違が、大臣と私の思想的な相違か、どうもそこにとこれははつきりいたしません、これは後日討論の際に述べることになります。

そこで私は公益事業局長にお伺いをするのであります、御承知のように電産ストが長く続いて、それ／＼需用者が深刻に困つておりますところから、保安用の電力とはどんなものであるかという点に相當議論が起つて来ておりました、解釈が明らかにされておられません。さらにまた法律的根拠は何によつてやつておられるのかという点とも明らかにしておられませんので、この点についてひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○石原(武)政府委員 ただいまお尋ねのいわゆる保安用電力という問題でございますが、これはお尋ねのうちあと

の方にございまして、法的根拠といふものは、別に法律に基まつてゐるとか、いふような意味での根拠はございません。ただ普通に保安電力と称してありますのは、生産の方にございまして、電力の供給を停止いたしますと、工場の設備に損害を生ずるとか、いふような趣旨のものを言つておられるわけでありまして、どの限界までが保安電力であり、それを越えた部分が保安電力でないといふのは、必ずしも明確ではございません。これは個々の場合によつてもちろん違ひまして、厳密に言ひますれば、その電気の供給を切り得る最小限度以上に食い込んで行きますと、設備等に非常に重大な影響を与えるといふところが最小限度の保安電力だろつと思ひます。それからもう少し廣く言ひまして、少くとも突発的に切られると生産上非常に大きな損失を与えるといふようなところまでのものを保安と称してある場合もあるようでございます。現に今までの争議におきまして、保安電力は原則として切つておりません。これは専用線がそれ／＼ございまして、従来停電ストの場合の実例を見ましても、それらの工場に對しましては、最低限度まで使用を抑制してやつてくれといふことでやつておりました、その限界は今のごとき必ずしも明確でないようでございますが、個々の工場につきましても、大体これが最小限度——たとえば昭和電工で申しますと、三万キロ以上は切れない、これ以上切ると非常に問題が起るといふようなことで、個々の工場につきましては、おのずから当事者間に一つの限界点がありますが、一般的に見まし

て、はつきりした根拠はないのであります。○伊藤(卯)委員 局長の方でもその点について明確でないようでありまして、それだけに、今日では非常に不公平であるといふことが論議をされております。今後そういう不公平の点についてはどういうようにして明らかにされるつもりであるか。あるいはまた法的根拠をどういうようなところに定めようとするのか。そういう点はやはり明らかにされなければならぬと思ひます。たとえば最近論ぜられておるのは、保安電力を持つておるところはよろしいが、持つておらないB級といふかC級といふか、そういうところの工場などでは、全生産のわずか七割ぐらゐしか電力を生産者としては使つておられないのに、それを切られたために九三%の生産は休んで損害を受けてしまふわけにならない。こういう点に相當不平、不満があります。こういう点などがありますから、やはり今後この処置としてどういふふうにするかといふことを一応明らかにしていただきたい。

○石原(武)政府委員 ただいまのお尋ねの点であります、保安電力のありまるところと保安電力のない工場におきましては、確かに従来例を見ましても均等とはれておりません。と申しますのは、保安電力がありますもので一本の専用線を全部切ることができません關係から、今までのストにおきましても、保安電力のある工場については抑制を頼んでおられる状況であります。ただ保安電力の抑制を依頼いたしまして、まづたくこれは当事者間の自由意思で抑制してくれといふことになりまして、当事者間で了解のついております場合におきましても、必ずしも保安電力が抑制されていないという実例が間々ありますので、お話をしように非常に不公平になる場合がおります。その場合に電力の供給力が非常に少く、ことに一般線はぜひ確保するといふ方針の場合には、どうしても保安電力ぎり／＼まで抑制してもらわぬと、さうな措置ができませぬので、一時的にごく短時間、大して設備に被害を与えない範囲におきまして警告的な停電をやつて、保安電力まで抑制するといふ協力を求めている事例もございまして、ただ何と申しまして、保安電力まで下げましても、生産がまづたくなつてしまふことはございせん。保安電力の範囲内におきましてもある程度の生産が行われますので、さうな意味におきまして、まづたく保安電力がない工場と保安電力のある工場におきましては、その当該工場が受けます経済的な打撃といふものは、どうしても多少のアンバランスが出ることは御指摘のように、今までの実際の例を見ても、保安電力の最小限度以上を使うという例が間々ございまして、保安電力の限界を明確にするといふような点は、いろいろ／＼争議等でも問題になり得るかと思ひますが、現在までのところ、当事者間に保安電力の限界が問題になりまして、トラブルが起きているといふ事例は実は私は聞いておりません。この問題は個々の工場あるいは生産關係によつてまち／＼でございますが、私の現在の考えといたしましては、その工場の最低限度は大体こま

で、いかなる場合でもこれ以上を切ることは困るというように、個別的に当事者間の話し合いで具体的にきめていただいたらいかがか、これはなかなかむずかしいとは思ひますが、個々の工場については当事者間の話し合いで私にきまることが思つております。現在のところさうな方法がとられておるといふように考えております。○伊藤(卯)委員 そうすると、今後さういふ点を法的に定めるといふことでなくて、電力会社と需用者との間に契約の上で定めたらうと行く、こういうふうなお考えで、監督官庁としてはこの点に對して深入りをしない、こういうお考えでありますか。○石原(武)政府委員 これは当事者間で契約といふことになりまして、当事者間の了解といふことになりまして、さういふことで私は具体的に今のところ問題なく行くだろうと考えております。従つて特別に問題が起らなければ、当事者間の話し合いできめて行つてもらつて適當だろうと思ひます。○伊藤(卯)委員 そういふお考えでありますと、うまく行かないといふことを申し上げなければならぬのであります。局長もすでに十分知つておられる通りであります、ストにあらずともきても低い電圧であるとか、あるいは低いサイクルである、こういうものについての監督、取締りの方法を従来どういふようにしておやりになつておつたか、また今後どういふ点をどういふふう立法化してやろうとされるか、こういう点がからまつて来るわけでございます。いわゆる公益事業といふものは、国家産業、国民生活にきつめて重大な關係を持しますので、こういう

ものはごまかしやならぬ。たとえば、度量衡のようなものをこまかせば、これはすぐ罰を食うのでございます。ところが電力の方だけは名は公益事業といひながら低電圧、低サイクルあるいは電力会社がつかつてに都合をして、これらに対して何ら監督官庁から取締る、そうして需用者を保護するものがない。それを私契約に今後ごまかしておくのであるということであれば、今までの多くの矛盾、間違ひといふものが改まることなく、電力会社が一方的に保護され、そのまま継続するということになる。これでははなはだ片手落ちであると思ふが、こういう点を公平にお考えになつておるかどうかを明らかにしてもらひたい。

○石原(武)政府委員 ただいまお尋ねがございましたサイクルあるいは電圧の問題は、ちよつと保安電力と違ふ問題ですが、その点お答えいたします。保安電力につきましては、たとえば今の最低限度どこまで以上切るかという問題でございます。それから今お話がございました電圧、サイクルの問題は、一応これとはまた別の問題で、今御指摘ございましたように、電圧、それからサイクルにつきましては、現在法的にそれを電力会社に義務づけておる法規はございません。それでこれは確かに御指摘のように、電力会社の公益性にかんがみ、またサービスという点からいつて、不十分だと私は考えております。かようにその法的根拠が現在ないわけでありまして、どうして今の公益事業等においてさうな根拠法規がないかという点は、私は詳しくは知りませんが、私の承知しておる範

囲内におきましては、現在あるいはその公益事業令制定当時のような電力事情下におきまして、非常に需給のアンバランスがひどいために、間々電圧あるいはサイクルが下るといふようなことは、実際問題としてやむを得ないじやないかという考えからしまして、法的にきちつと義務づけなかつたといふふうに私は聞いております。今のような状況で、ことに渾水期等で非常に電力の需給が逼迫いたしますと、電圧が下る、サイクルが下るといふことは、またたく故意でなくして事実上起るといふ可能性は確かにあると思ふますが、それにいたしまして、ある程度の幅を設けて義務を課するといふ考え方も成り立ち得ると思ひますので、その点は至急に再検討いたしまして、今お示しのように需用者の保護をはかるような措置を講じたいと思つております。

決定いたしたいと考えております。第一点の電力供給区域の独占の問題でございますが、御承知のように現在には独占といふことになつております。これは公益事業の事業者の運営が非常にうまく行つておりますれば、独占でありまして弊害がないといふことは理論的には成り立つかと思ひますが、やはりある程度の競争を導入したかどうかという意見もありますので、これをまたたく供給を自由にしてしまふ、昔に行われましたように、数社の電力会社が大規模な競争をやるといふようなことは、現在の日本の状況でなかく認めがたいのではないかと考えております。しかしながら御承知のように、今、電力開発をしておりますのは公益の電力開発が相当多くございまして、この方面から独占の弊害を認めてくれといふ希望がございまして、その辺の問題につきましては、今後われわれの方としても十分検討いたしたいと思ふし、審議会でも十分御意見を承つた上決定いたしたいと考えております。そのほかの水火力調整金制度をどうするかという問題につきましても、先般ちよつと私個人的な意見を申し上げましたが、これもいろいろ非常に問題でございますが、これらの点については何も今の制度がそのまゝいいんだといふふうにも考えておりませんので、今後十分再検討いたしたいと考えております。

○石原(武)政府委員 ただいまお尋ねの問題はいずれも非常に大きな問題でございますので、法律の改正の審議会ができましたあかつきには、各方面、ことに需用者でございまして、あるいは半職経験者とか、いわゆる第三者的な立場の方の御意見等十分参酌して

○伊藤(卯)委員 御答弁のように、こうした数々の今後残された重大な問題については、そうした審議会等の専門権威者の意見を聞いてということでございますから、私も十分私どもの意見を申し述べておいて、法案審議の

資料にしてみらいたいと思つております。

次にお伺ひしたいのは、この九分割のときに、政府側は分割することによつて外資導入が円滑に行くのだといふことを相当強調されておるのでありますが、その後の電力開発用の外資導入の状況と今後の見通し、こういう点について具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。

○小笠原(國)大臣 電源開発の問題につきましても外資導入をいたしたいといふ考えから、ちよつとワールド・バンクのガーナ・総裁が見えておるので、過日米数回お目にかかりましていろいろお話をし、また説明も十分に申し上げたのであります。今、希望しておりますのは、電源開発で大体三億二千万ドルほどありますが、これはいわゆる電源開発五箇年計画をやつて参りますのに、財政投資とか一般の資金とかいふもの以外に、そういうものを必要とする点からお話をしておるのではありません。これが見通しについて申し上げますと、昭和三十三年までにはこれが上ることによつて、日本産業が、たとえば鉄工業生産で申ししますと、昭和九一一年を標準にしまして一七〇ぐらいに持つて行く、それから国民所得の方も大体二割ぐらい増加する、また貿易その他についてもみな増加する、こういう案になつておりますが、そんなぐあひに持つて参りたいといふので話をしております。向うの方でも説明は一応わかる、しかしながら、率直に申し上げておきますが、日本の現在の段階では、少し金額が多くないかという話がありました。ワールド・バンクとしては、二十八箇

国に対して、これまで十五億ドルしか金を出していない。日本の電源開発のために三億二千万ドルといふのは少し大きいように思ふ。それならどれくらいがモデルと考へられるかという話に対しては、自分は調べに来たのであつて、金を貸した来たのではないから、その答弁は差控へたい、しかし、できるだけのことはしたいと思つておるといふような話でございました。これは私が御説明するまでもなく、すべての計画がさういふふうになつておるのであります。そのうち幾つかを取上げて重点的にやるすれば、もう少し金額も少なくて済むことに相なりますので、先方の意見等も考へまして、またこちらの方でも大体可能と思はれるものに圧縮ができますればそれを圧縮して外資導入に努めたいものだと思つておる次第であります。ただいまのことろは、まだ私としては二回、事務当局としても数回向うに御説明申し上げた程度でありまして、話が固まるまでは待つておられません。けれども向うの意向も大体わかりましたから、これに基いて、今後具体的に話を進めて参りたいと思つておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 外資導入が敗戦日本の産業経済の再建をはかる上に非常に重要な意義を持つといふことは申し上げるまでもないのでありますが、国民が危惧するのは、外資導入の条件がどうであるか、導入されることによつて、こういう基幹産業といふか、そういうものの実権が強く握られるということになれば、経済支配を受けるような状態が起つて来やせぬか、従つてそれから上る利益なども持つて行かれる

という状態が当然起つて来やせぬか、外資導入に対する条件の問題で相当危惧するのでありますが、通産大臣はそれらに対する先方の条件というか、もちろんまだ具体的なものはおわかりにならないけれども、大体において日本が外資導入をする場合、この程度の条件はつけなければならぬであろう。あるいはまた先方はどういふ条件を持つて来るだろうという、そういう条件の問題についてお伺いしたいのであります。

○小笠原国務大臣 実は、まだそういう条件というところまでには入つておりませんが、しかし私どものこの間申し上げておるのは金を借りたというのであります。事業に対する向うの支配権の問題とか、今伊藤さん御懸念になつたような点は、私どもは何か懸念なしというふうに考えておるのであります。ただ、話はまだ進めて参つておりませんが、ちよつと話のうちに一つ出たのは、日本では金利は非常に安いように思つてゐるが、ワールド・バンクでもやはり五分くらいになるといふような話がありました。そういうような点はありました。各種のこまかい条件等については、まだ何も話は進めておりません。従ひまして、今後こちらから提出しました資料その他に基いて向うも考へて参りましようし、こちらの方も、それに基いて話をだんだん具体的に参るのであります。それから、まだ日にもちは相当かかるであらうと実は考へております。

○伊藤(卯)委員 これは希望になります。外資の入つて来るのはけつこうであるが、それによつてのど首をあま

り締められないようにひとつ御注意願ひたい。

それから伺ひたいのは、電源開発会社の今後の状況というか、そういう点について伺ひたいのであります。

○石原(武)政府委員 ただいまのお尋ねの点は、できれば資料にして、この次の委員会までに御交付申し上げてあげようであります。大体を申し上げますと、開発会社は九月十六日に設立登記をして発足いたしております。それです。陣容の点を申し上げますと、これは大体十一月末といふことでお聞き取りをお願いしたいと思います。役員としては七人でございまして、總裁、副總裁が各一人、理事三人、監事二人といふことで七人。現在までの職員合計が百三十人くらいあります。かようなことで現在仕事をやつておるわけでありまして、資金の方の問題といたしましては、御承知のように当初の株式の払込みが五十億でございまして、この十一月末で締め切りまして、利息等が約一千二百萬円でございまして、それが財源でございまして、現在までに支出をいたしました数字は約四億円でございまして、そのうちおなじものは工事関係で約三億六千萬円でございまして、このうち大口のものは東北にございまして、猿ヶ石、胆沢の開発工事、この二箇地点でございまして、これは従来北上川は岩手県でやつておりましたが、その電力分組分を従来岩手県が約三億立てかえておりましたのを、今度引継ぎましたので、それを払いましたのが三億であります。約三億六千萬のうち三億は岩手県に支払つておるわけでありまして、それ以外に糖平等につ

きましては、一千三百萬円、あるいは四百萬円程度の金を払つておるのが現状であります。開発会社として開発することに決定いたしました地点は、北海道の十勝川の糖平でございまして、それからもう一つ石狩川の幾春別、それから北上川、これは猿ヶ石と胆沢の二箇所の、ただいま申しました点であります。それから関西の方に参りまして庄川、西吉野の十津川、それから天龍川といふような地点を開発することに決定になつておまして、これらについてはすでに現地に建設事務所を設置しておおむね終つております。今終つておまして、最近十一月の末に決定をいたしました石狩川と、天龍川のうち、秋葉地点といふのがございまして、この二箇地点は目下準備をしておりますが、それ以外の地点につきましては、すでに現地に建設事務所を設置いたしまして、それら準備工事を進めておるという状況でございまして、

○伊藤(卯)委員 この点は非常に歴大な将来に対する事業でもありますから、次会までに資料を御提出願ひたいと思ひます。

さらに関連をいたしますが、今後この開発会社を進展させるためにどういふように指示指導して行こうというお考えを持つておられるか、そういう点に對して根本方針についてひとつ伺ひたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 どうも御質問の趣旨が十分にのみ込めませんので、御質問の趣旨に合いませんでしたらあらためて御質問いたしたいと思ひますが、ただいま開発会社は先ほど申しましたようなことで発足いたしておりますが、さらに今後開発すべき地点を追

加する予定でございまして。これは御承知のように経済審議庁にございまして電源開発調整審議会の決定をまつてこの開発地点がきまるわけでありまして、今まできまりました以上、さらに何箇地点になりますか、まだ決定いたしておりませんが、ただいま至急にその追加を経済審議庁が中心になつて打合せ中とございまして、今後さらに開発地点を追加するといふことに相ならうかと思ひます。なお職員等につきましても、現在百三十人と申しましたが、これはすでに現在きまつております地点の開発事業にも少いのでございまして、現在のところこの三月末までに三百数十人くらいまでに増員する予定を立てております。なおこれらの点につきましては、今後の開発の状況によつて多少の変更なり、あるいは将来もつとふえるかと思ひますが、今のところ三百数十人くらいのところまで一応順次人員の拡張をやつて参りたいと思ひております。それから来年度どの程度の工事をやるかといふことは目下計数の等を整理いたしております。先ほど申しましたように、今後の開発地点をどう決定するかによりまして多少異なりますが、今大体私どもの見当といたしましては、来年度の所要資金につきましかつ考へております。御質問の要點と離れておるかと思ひますが、一応お答え申し上げます。

○伊藤(卯)委員 私はもう少し具体的に申せばよかつたと思ひますが、お尋ねしよつたといつたのであります。電源開発調整審議会のその後運用状況と、今後の開発の基礎計画といふか、そういうような点について

お伺ひしておるのであります。この点につきましても、なお御答弁だけで十分でないという点もありましようから、そうした点に対する書類等の資料ができましたならば、これもあわせて御提出を願ひたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 ただいまの御要求の資料は、開発会社の分、なお今後の一応の案でございまして、五箇年計画といわれておるようなものもございまして、あわせて資料として、次の会までに間に合はすようにいたしたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 他に同僚の各位からもそれ〴〵質問される点があるようでございます。私だけが時間をあまりとりましたので、私だけが時間をあまら、いま一点だけお尋ねすることにしようと思ひます。

それは、今度の炭労ストによる今後のガスの供給、それから火力用石炭の需給の見通し、先般来から通産省の方では、外国石炭を入れて補ひをするつもりだ、あるいは五萬トン、七萬トン入れるといふようなことなどもし、しばしば聞いておるのであります。そういう点についてどのように扱われておるかといふ点をひとつお尋ねいたします。

○石原(武)政府委員 ただいまのお尋ねのガスにつきましては、炭労のストが長期化したしまして、御承知のように各地で相当制限いたしておる状況でございまして。現在、御承知のように東京ガスでは、朝、昼、晩、家庭等で最もガスを使います時間に、六時間の供給をいたしております。関西におきましては、午前中の制限をたしか四時間か五時間やつておると思ひます。名古屋

お伺ひしておるのであります。この点につきましても、なお御答弁だけで十分でないという点もありましようから、そうした点に対する書類等の資料ができましたならば、これもあわせて御提出を願ひたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 ただいまの御要求の資料は、開発会社の分、なお今後の一応の案でございまして、五箇年計画といわれておるようなものもございまして、あわせて資料として、次の会までに間に合はすようにいたしたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 他に同僚の各位からもそれ〴〵質問される点があるようでございます。私だけが時間をあまりとりましたので、私だけが時間をあまら、いま一点だけお尋ねすることにしようと思ひます。

屋におきましては、二時間半の制限をいたしております。この三つの都市が、ガスとしては七割くらいを占めると思ひますが、一番大きなところでありまして、その他の地方におきましては、全国で七十余のガス会社がございますが、時間供給をしておるところは、ほかに十県近くございます。一番問題の大きな東京、大阪、名古屋について申し上げますと、まず第一に、できるだけ国内におきまして原料炭を、今炭労ストから除外されておる山から手に入れたるものと、輸入炭を先般来手配して、逐次実際の契約も進んでおりまして、第一に十二万トンの炭を入れることにし、次に第二に十七万トンの手配を済ましております。さうな状況で、現在のところ東京におきましては、現在以上に制限を強化しないで切り抜ける見込みであります。これに年末年始にかけては数日に限りまして完全供給をするということを考えておりまして、なお現在以上の制限強化はしないで切り抜ける見込みでございます。大阪、名古屋につきましても、大体同様でございます。ただ名古屋につきましては、今二時間半でございますが、これを多少強化をする必要があるということで、目下検討中でございます。その他につきましては、輸入炭その他の手配によりまして、これ以上強化をしないでやつて行けるというふうに考えております。

○伊藤(卯)委員 これは局長も御承知のように、ほとんどガスは一般には燃焼設備があつても、実際はガスはたけないう状態です。そこでだん／＼ガスの問題に対しては、電気とあわせて

非常な不安を持っております。寒くなつて来るのにだん／＼ガスはたけなくなつて来る。燃料の点を見ても、非常に不安を感じておることは御承知の通りであります。そこでこれらに對して、やはり政府としてもさういふような計画を立てて、ガス使用者に對しては不安はないのだ、あるいは原料炭は内地からまかなえないものは外地炭を入れてさうするのだ、さういふ点などについて、やはりその使用者に對して不安を取除くために、私はあなたの方の計画、見通しというものを国民に知らしめる必要がある、さういふ点に對して何らかの方法でさういふ点は知らせる必要が、私は今日實際問題としてあるのじやないか。というのはだんだん不安は不安を呼ぶという状態が起つて来ております。さらに一般の工業などでも、石炭が足らぬというところから、これがまた不安が不安を呼んで、しばしば／＼申したことでありますけれども、トン当り三百円、五百円と値下りするであろうと思はれておつたものが、逆にトン当り五百円も七百元も千円も、このごろ値上りをしなければ契約ができないという状態が起つておる。さういふ不安の結果、さういふ状態がいよいよやみというか、さういふ問題が非常に横行しつゝある現状であるから、私はさういふ点に對して石炭使用者なりガス使用者なり、さういふ人々に對して不安なからしめる方法を当局として十分国民にとられる必要があると思つておるのであるが、その点に對してどのようなお考えを持つておられるかということ、それから輸入炭に對してどういふような状況で今日入れつつあるかを、いま一点伺いたい。

○石原(武)政府委員 お答えを申し上げます。前段の点につきましては、われ／＼としては、一応ガス会社もその都度将来の供給量を發表いたしております。政府も輸入炭等の場合に發表いたして、新聞等にも出しましたので、一応これで大体需要家のおわかりを願つたと思はれておるのであります。ただいまもお話ございましたので、さらに検討いたしまして、もう少し明確な見通しというものが至急に立つて、できればさういふことを政府の見解としても發表することを考えさしていただきたいと思います。

第二点は、輸入炭につきましては先ほど御説明いたしましたように、二回にわけて手配をいたしております。大体早いものは一月から入つて参りますし、ガス用炭だけの問題でございますが、先ほど申しましたように、十二万及び十七万と、二回にわけてすでに契約が全部済んでおります。早いものは一月から入つて参ります。なお輸入炭につきましては、先般緊急輸入をいたしました分は、どうしても一月になりませんが、ガス関係で年間五十万トンの輸入計画を立てておりますので、従来から計画にございましたものを繰上げて、十二月中に入らうとする手配をいたしております。先ほど申し上げた年末年始については、完全供給というふうなことも可能な見通しになつてゐるのであります。できるだけ手配はやつてゐるような次第でございます。

○伊藤(卯)委員 輸入炭の価格は、内地工場まで入れて大体どれくらいかの価格になりますか。

○石原(武)政府委員 今私全部を知つておりませんが、東京ガスに入つておられますのが十八ドル五十セント前後と存じます。その次に最近外貨予算で組んでありますのは、トン当り二十ドルまでを組んでおりますが、個々の契約で今までのところは大体十八ドル台で契約ができてゐるような次第でございます。

○伊藤(卯)委員 他の同僚の關係もございまして、私の質問は本日はこの程度にいたします。

○木下(重)委員 これは伊藤委員からの質問に對する関連質問であります。さつきの保安電力の限界に對する解釈であります。最初の御説明によりますと、いわゆる設備それから機能の破壊あるいは損傷の起らない限度までが、いわゆる保安電力の限界だということをおつとやうな言ひをしまして、別に法的な根拠は全然ないから、もしもさうしたことに問題が起きた場合は、いわゆる使用者との間の話し合ひで、大体の限界はきまるだろうというお話をございました。私は少くとも公共事業法關係にその規定がない以上、すべての産業關係につきましては、労働法第三十六條の規定に基く解釈が、この解釈の基礎になるのではないかと考えております。すなはち電力の保安の限界のみならず、一般産業の生産面における限界は、おのづから専門家があたりが判断しまして、社会通念によつてこれ以上にと及んだならば機能の破壊損傷を来すという限界が、すなわち保安の限界でございまして、電力の關係におきましては、これはかわりはないのであります。現在法的な根拠が全然ないということになり

ますならば、現在の非常に急を伝えております電産あたりについては大きな問題が起るのではないかと、従つて私はその根拠は、他の法令にない以上は、労働法第三十六條の規程に基くべきものであるというように解釈いたしますが、その点はさうでありましようか。

○石原(武)政府委員 私の先ほどのお答えはあつたと思ひますが、私は先ほどの保安電力の供給しなければ保安電力というものはどの程度の電力を言うのかという問題は、個別的に考えなければ、どこまでが保安電力だということはなかなか出て来ない。これを具体的に、たとへば昭和電工の川崎工場の保安電力は三万キロだ。これ以上切ると保安を切ることになるのだというやうな意味で、どこに限界があるかということとは、具体的に判断しなければならぬ。それは当事者同士で各個にお話し合ひを願つて、供給を停止する場合にも、そこまでは確保するということに話し合ひをきめて行くことが適當じやないか。かような意味で申し上げましたので、どういふものを保安電力というのかという点につきましては、今労働法の御關係で正当な争議行為として認められる範囲外は、お話し合ひの通り労働法にもどるから、さういふ意味で労働法の問題として、最小限度正当な労働行為として考えた場合に供給をしなければならぬ電力というものは、当然労働法から私も出て来るんじゃないかというふうに考えております。

○木下(重)委員 さうしますと、ただいまの御説明でわかりましたが、これはもちろん個々の供給されておる会社に

おいて、その設備によつて限界が違ひます。その具体的な施設々々によつて、これはおのづから判断しなければならぬ。この判断はやはり技術面から、だれが見ても通念上この程度までは云々という観念であるが、たゞいま私が申し上げました労調法関係は、争議関係に連関しますから、何かちよつとポイントをはずれたような質問であるかも知れませんけれども、少くともはかに求むべき法規の限界がないといふたしますれば、私はここに一つの保安電力の限界を各産業について求むべきじやないかと考えておりますが、この点の御見解はいかがでございますか。

○石原(武)政府委員 なお先ほどもちよつと申しましたが、保安電力の実際の解釈について保安上行われております点が、今お話のように最小限度ぎりぎりのところで設備がすぐ損壊してしまふ。従つて労調法の規定で申し上げますと、最小限度それ以上やれば不当労働行為になるというぎりぎりのところが労調法の解釈であります。しかし実際の行われておりますところを見ますと、必ずしもそこまで行かない。もう少し手前と申しますか、相当の被害が起るということで、必ずしも労調法にひつかからない程度でも保安電力としてある程度供給をされている使用電力のことでございます。従ひましてその辺のところは、たゞいまお示しのように理論的に申しますと、最小限度ぎりぎりのところは労調法というものになると思ひますが、今実際の電産等でストライキが行われます場合の保安電力として認められております点を申しますと、供給しているところは必ずしもぎりぎりのところまでというこ

とではないやうであります。その辺はもう少し弾力性のある運用が実際上行われておりますので、その辺はぎりぎりまで行かないである程度確保できるというところであるならば、それでけつこうじやないかというやうな趣旨からいたしまして、一律的にぎりぎりに追いつめられたというところでなくて、具體的なことで労使間で話し合ひがついてそれを確保することが最も適当じやないか、そういう趣旨であります。

○木下(重)委員 たゞいまの説明でよくわかりましたが、私の方は最小限度の法的根拠を求めた質問でありましたから、たゞいまのやうなお答えが出ました。したが、私の希望しますことも、少くとも保安電力の限界と申しますものは、労調法にいつける正当の争議行為云々の限界まで持つて行かなくて、需給の関係を十分考へられて、さうしてこの程度まではという線に持つて行かれるというやうな法的措置を講ぜられることを先ほど伊藤委員からもちよつと同様趣旨のお話がありました。希望しておるのであります。従つてその旨を十分御了承願ひまして、今後審議を十分御検討願ひたいということをお願い申し上げます。

○長谷川(四)委員 大臣が口をすつばくして電源開発はわが国の経済自立のために最も喫緊な課題であるというところを述べられており、またわれわれもそうでなければならぬと考へていゝのであります。そこで再三問題になっているところの只見川の問題について二つ三つ伺ひしておかなければ納得の行かないところがあるのではないかと

と思ひのであります。なぜ私があらためて聞かなければならないかというところは、政治の本質的な政治は八千三百万国民がひとしく幸福にならなければならぬ、その上に立つた政治であり、その政治のもとに行われる行政が、あまりにも平等を欠いていませんでしようか。この点について私はお伺ひをするのでありますから、自由党の方も閣内からはたくさん出ております。自由党が東北だけで構成されておるといふならまた考へ方は別であります。したが、閣内、閣外を全部通じて自由党の党員が出ておられるのでありますから、そこで平等であつてはならないという観点から、私はお伺ひするのであります。野党であるから聞くのだからというやうなお考へでなく、御答弁をお願いしたいのであります。

そこで河川局長さんにはもうあぐびをしなければならぬほどお待ちでありましたから、まず河川局長さんにお伺ひいたしますが、あなたの方の法案にある河川法の二十条の「三河川ニ関スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ受ヘタルモノノ外ニ工事、使用若ハ占用ヲ許可スルヲ必要ナルトキ」というこの解釈をわかりやすく御説明願ひたいのであります。

○米田政府委員 河川法第二十条三項の御質問であります。昔の法律でわかりにくく書いてございまして、御説明をいたします意味は「河川ニ関スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ受ヘタルモノ」と書いてあります。それは河川に関する許可を与えたるものであります。前の水利権は許可を与えたるものであります。それでその「許可ヲ受ヘタルモノ」外に工事、使用若ハ占用」と書いてあります。これは占有でございます。今度新しく占有許可をいたすのであります。許可を与えておつたもののほかに、新しく占有を許可するために必要になつたとき、こういふふうにこの条文は解釈しておるのであります。

○長谷川(四)委員 どうも局長さんはいへんお答えしにくいでしょうが、まあ大臣にしろ、局長にしろ、御就任になりました前のことで、あの人たちがやつたことを何とかうまくカバーして行かなければならぬので、それは御苦勞だと思ひのでございます。それは私どもはそれを明らかにしておかなければならぬ。そのために法律ができておる以上は、もつとはつきりしなければならぬと思ひますが、そこでここにある公益上とか優先する場合とかいふやうないろいろなお言葉もございまして、けれども、この公益上、つまり今までのありきたりからいつて、こういう場合にはどういふことをやつて来たかということ、両者の話し合ひでそれではあなたの方へこれだけの補償をするから、こうしようじやないか、こういふやうなことを伝統的にやつて来てるかどうか。従つてこの解釈からいつても、公益という言葉、優先しなればならぬというものは、同じよな会社は許可をもらうのに、先にお前のところと与えるぞと云つて、あとから出て来たものにも、お前のところにも与えるぞと云つて、同業者が相争うように、この法文ができていゝのでございまして、お伺ひいたします。

○伊藤説明員 私からあらためてお答え申し上げます。長谷川委員からの御質問の趣旨は、今のように河川使用の問題、河川占用の問題を許可しておいて、それを取消する場合におきましてその公益の判断というものが、こういう場合に今まであつたかという御質問だと承知いたしました。違ひましたら、あとでまた御答弁申し上げようと思つております。

従来におきまして、電気の水利権の問題が起りました場合におきましては、なるべく両者の話し合ひ、並びに知事なりその権限を持つ人が入りまして、調整いたしまして、さうして補償額をきめて、円満うちに解決してやつたのであります。今回の処置は実はいろいろなことやつたのであります。今回その公益判断といたしまして、今回は、実は上田、本名の地点の問題でございますが、上田、本名に關しまして、最近の電力事情といふものを勘案いたしまして、まずできるだけに、少くとも電氣を一般に供給するやうに、早期開発をできるだけ早くやりたいという見地からいたしまして、この問題を取上げて参つたわけでありまして、この早期開発の理由にはいろいろございまして、閣議に出しまして御審議をお願いした理由は、ここにあげておるやうなわけでございます。さういふやうな見地から、実はこの場合におきまして急いでやろうという関係から、こゝろいふやうな措置をとつたわけでございます。

○長谷川(四)委員 やはり次長さんもお答弁が非常に苦しいようですが、どなたが御聞きになつても、これで納得の行く御答弁だといふふうには感じられ

ません。それはもとから法文によつたやり方をしないところに無理があつたので、非常にあなた方には申訳ないけれども、しかしこういうようなことが、再三今後も行われるようなことになりまうと、非常に大きな問題になるのでありまして、政府みずからが法律を無視するといふようなことは、これは悪口を言えば、自由党の方は政府がたび／＼やつておつたのだから、自由党や政府にすれば何でもないかもしれませんが、事この問題になりますと、関東と東北の電力の相違からいつても、これは非常な矛盾があるのじやないか。次官でもおそろくこれは賛成はできないと私は思うくらいでございす。おそろく自由党の皆さんは、一応納得しなくともいつて行かなければならぬから、了解してもしなくともいつて行くでしようけれども、非常に御無理な問題だと思つております。

そこで一つ聞きたいのは、公益事業令の五十九条に「都道府知事は、発電水力の利用について河川法第十七条から第十九条までの規定による許可又は認可の申請があつたときは、意見を附して通商産業大臣に報告し、通商産業大臣の意見を求めなければならぬ。」とある。その第二項に「通商産業大臣は、前項の規定により意見を求められたときは、建設大臣に協議するものとす。」とあるのをごさいます。従つてこの事業令から行くと、どうしても一応通商産業大臣はこれに規定された通りの行動をとらなければならぬと思つたのですが、はたしてとつたかいなかを承りたいのであります。

○石原(武)政府委員 ただいまお尋ねの公益事業令の五十九条の關係の問題

でございますが、ただいま問題になつておる本名、上田につきましても、水利権の關議決定がなされましたのは七月二十五日でございます。従つてその当時は、通産省に電力關係の権限がございましてしたので、ただいま御指摘の公益事業令五十九条に、通産大臣とただいまなつておることは、公益事業委員会でございます。その当時にございましては、七月末までは、この条文は公益事業委員会という規定になつておつたわけでありまして。八月一日からその規定を通産大臣に直したわけでありまして。従つて本名、上田の件につきましては、福島県から当時の公益事業委員会に、この五十九条の一項による伺ひが出ておつたわけでございます。それでその伺ひに對しまして、公益事業委員会が回答する場合におきまして、建設大臣に協議をしなければならぬ規定になつておりますが、これはまだ何らの措置をとられずに公益事業委員会は解消してしまつたというのが事実でございます。

○長谷川(四)委員 そうなるとかえつて石原局長の御答弁はおかしなことになりはしないか。公益事業委員会があるのにもかかわらず、政府は強制執行した。従つて公益事業委員会があるのにもかかわらず、これを無視した事実はありませんか。

○石原(武)政府委員 実はただいまのお尋ねの点は、建設省の方にお尋ねを願つた方がいかに思ひますが、七月二十五日当時は、通産省としては一応關係がなかつたものでありますから、この辺の事情は私はよく存じませんので、公益事業委員会と建設省との間の

關係は、建設省からお答へ願つていただきたいと思ひます。

○伊藤(昭)委員 ただいまのお話は、私から公益事業委員会の考え方もそんなくして申し上げたいと思ひます。この問題は、公益事業委員会から意見の申達をすることになつておりますから、公益事業委員会とせられておつたことと思ひますが、建設省に對しましては、意見の表示はなかつたのであります。なお建設省におきましても、この強権の発動をやらうという最後の線が出たのは、七月の下旬の話でございますので、それから閣議にお諮りして、閣議の了解を得たというのが実情でございます。そのために公益事業委員会に、われわれの方から御意見を伺う筋ではありませぬけれども、公益事業委員会の一応の意見を、進んで承るという措置をとれば妥協であつたかと思ひますけれども、時間的にその余裕がなく、遂に公益事業委員会は消滅いたしましたやうなわけでありまして。

○長谷川(四)委員 まつたく何のためにも本委員会をつつたのだか、すべてが無視されている。すべてが無視されるということになると、これは容易ならぬ問題だと思ひますが、大臣はこの問題の當時にはおらなかつたのだけれども、大臣がよい／＼かゝる。かわつたたびごとに決定されたことがかわつた大臣によつて破壊されるというやうなことが、今後も行われてはならないと思つたので聞いておくのですが、昭和二十四年の十二月に、日本放送電に向つて政府から、信濃川発電所付近及び東京付近の超高压変電所の建設を計画することともに、将来只見川方面開発に

よる超高压送電所を考慮するやうという指示が、これは時の相違通産大臣でつか、こういうものが出てゐる。さつそくこれによつて二十七万五千ボルトの送電線を建設した。そしてでき上るとすでにこれが不必要になつてゐる。そこで先ほどの次長さんのお話のやうに、緊急を要するので間に合わないから、その方にやつたのだといふことが、納得が行かなくなる。しからば東北と東京とでどれだけのその間に違いがあるか、汽車に乘せて機械を送るだけの違いしかないのじやないか。これを政府の命令でやるとするならば、まつたく二日から三日間の違いで完成をすることができ。それほど政府の熱意があるとするならば、行えるはずじやないかといふことも考えられる。そこで伺ひたいのですが、こういうやうな御指示を政府が大臣名をもつて出して、その責任を履行しないといふことに對して、現在の大臣はどういうお考えでございしようか。

○小笠原(國)委員 ただいまのことはよく私存じませんが、しかし長谷川さんにちよつと申し上げておきますが、長谷川さんも御承知のやうに、只見川の問題は、七月二十五日の閣議で決定してあり、七月二十五日は通産省は何も關係がないのです。その問題のときには、建設省に水利権の許可の権限がございまして、それでその問題については、公益事業委員会に相談する、こういうことになつてゐる。公益事業委員会はどうかといふと、七月一ぱいあつたのでありまして、従つてその只見川の水利権の問題は通産省に何も實は關係がない。ただその後におきまして、水利権を持つた人間に発電の許可をす

る以外にございせんので、そのときに話がございまして、七月二十九日公益事業委員会がなくなつて、その仕事を引継いだものですから、従つて八月一日から引継ぎましたから、それで水利権の問題を持つておる者に条件をつけて、通産省としては許可をしたわけでありまして。ですから、そのときは水利権の問題は、通産省に關係がないといふことはつきりと了解していただかなければなりません。

○長谷川(四)委員 そうなると、大臣に伺ひなければならぬのですが、この計画をしる、即時にやれ、こういう御指示を出したのは通産大臣である。閣議決定したのは大臣である。閣議といふのは通産大臣はお入りになりませんでしようか、お伺ひいたしませう。

○小笠原(國)委員 そういふ通知が出ておることは全然承知してございせん。

○長谷川(四)委員 ですから一応大臣は指示を出した場合に、大臣がかわつたに指示は取消されて、新しいものになつて行くのでしようか。それから承つて行かないと、これはわからない。○小笠原(國)委員 どういう趣旨でそういうものが出てゐるのか、實際私にわかりかねる。もし出ておるものがあるならば、それは内閣がかつたからといつても当然引継ぎますけれども、そういうものが出ておることは全然承知してございせん。それからまた、長谷川さんに申し上げた通り、何もその時分権限がない者がそういう通牒を出すのはおかしい話です。何かそこは間違つておはしませんか。

いる用意をしておつた。おそらくこれ
は何十億、今の金に見積ればあるいは
何百億というような金をかけていると
思う。それを今度東北に水利権を譲つ
て、東北にやらせるから、これが結局
むだになつてしまふ。国としてこうい
う公益事業のような一つのものに設備
をさせておいて、それがむだになるよ
うなことを、世間の疑惑に思つてい
るような政治的な何かがあつて、もしも
やつたとしたならば、これはたいへん
なことである。何もわれ／＼は東北電
力がどうの、東京電力がどうのとい
うわけではないけれども、これは普通の
ものと違つて、こういう設備というも
のは、これはした以上はたいへんなこ
とであらうと思う。それをむだにする
ような取扱ひをしたところに無理があ
る。それからこれはあとで移つたわけ
ですが、電源開発のわくなんかにして
も、この今度東北へ移したところの本
名、上田の予算というものは、わくの
中に入つておらなかつたはずなんで
す。それを別に見返り資金か何かでそ
こへ特に出す。それでわれ／＼は委員
会なんかに、政治的の動きをした白
洲君を呼び出そうと思つたけれども、
外資導入に名を借りて、実はアメリカ
へ逃避行をしておる。ここに実は問題
があるわけがあります。いずれ白洲君
が歸つて来たら、歸つて来てからこの
問題は徹底的にやるつもりであります。
これは決して小笠原さんには迷惑
は及ばないから、これは見物をしてお
つていただければいいのであります。徹
底的に今後この問題はこの委員会です。
ります。

○坪川委員長 本日はこの程度といた
し、次会は明日午前十時より開会いた

し本日に引続き法案の審査並びに貿易
に関する件の調査を行います。
本日はこれをもつて散会いたしま
す。

午後四時三十三分散会

昭和二十七年十二月二十日印刷

昭和二十七年十二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局